

# 労働基準監督署等の業務民間委託・職員配置適正化法案

【労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案〔新規立法〕】

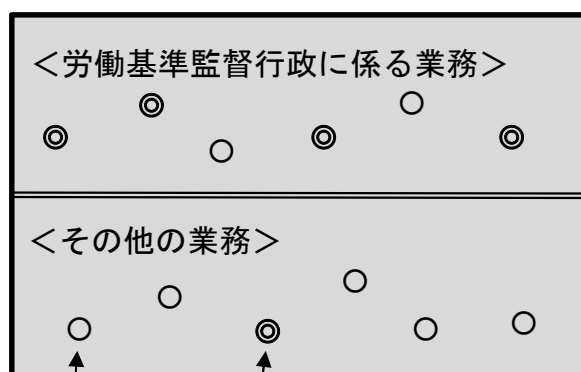
## <立法の背景>

労働関係法令の遵守を確保するため、労働基準監督行政の役割が一層重要となっている。  
→ 労働基準監督行政の機能強化のために、労働基準監督署等の効率的な業務運営を確保する必要がある。

- ①地方労働基準部局の業務のうち公権力の行使に当たるもの以外のものを原則として民間事業者へ委託して実施するため、必要な措置を講ずる。
- ②地方労働基準部局の職員を労働基準監督行政に重点配置するとともに、労働基準監督官が臨検・強制捜査等の業務に専ら従事するよう、職員の適正配置について必要な措置を講ずる。

## 現 行

### 地方労働基準部局の業務

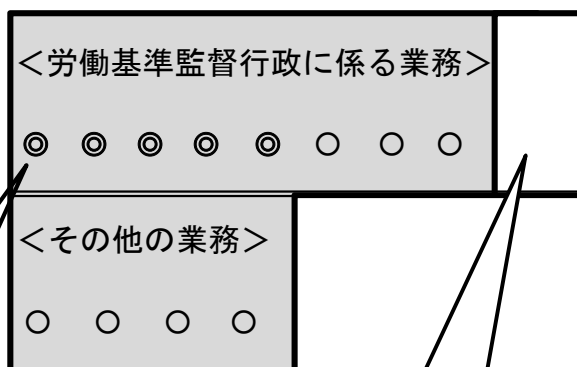


労働基準監督官

労働基準監督官以外の職員

## 法案施行後

### 地方労働基準部局の業務



職員を監督行政に重点配置・労働基準監督官を臨検等の業務に集中配置

公権力の行使に当たる業務以外の業務は、原則、民間に委託

限られた人員の下で労働基準監督行政の機能を最大限に発揮